

欧州の基準・認証制度の動向（2017年1月/2月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品／飼料
2. エコラベル
3. 自動車／運輸部門
4. 合同関税品目分類表（CN）
5. その他の標準化
6. その他

.....

1. 食料品／飼料

(1) 欧州委員会が新規食品成分として日本産の納豆菌培養エキスを認可

欧州委員会は、新規食品成分として「納豆菌培養エキス」の市販を認可した。

同製品の新規食品成分としての申請は、2014年に日本生物科学研究所が実施した。大阪に本社を置く同社がベルギーの管轄食品評価機関に申請し、納豆菌培養エキスは規則 (EC) No 258/97 に規定される新規食品成分の基準を満たしているとの評価を得た。

一部の EU 加盟国の反対に対処するため、欧州委員会は欧州食品安全機関 (EFSA) に納豆菌培養エキスに関して追加の科学的評価を依頼した。EFSA は2016年に発表した見解で、一日の最大摂取量 100 mg を含めた特定の条件下であれば納豆菌培養エキスが安全だと結論付けた。

参照：EU 官報 [L 18/50](#)

(2) 緊急警報通知 (RASFF) : 日本の食料品に対する通知

2017年2月にスペイン当局は、食品・飼料緊急警告システム (RASFF)¹を通じ、認可されていない農薬ジノテフランが日本産の焙煎米茶で使用されていることを通知した。

表 1: 日本の食料品に対する RASFF 通知

製品	物質/危険性	通知国	措置	参照
焙煎米茶	認可されていない殺虫剤ジノテフラン (0.022 mg/kg - ppm)	スペイン	国境で拒否	RASFF 通知

(3) 動物由来食品における薬理的有効成分の最大基準値

欧州委員会は、動物由来食品における抗寄生虫薬フルララネル (fluralaner) の新たな最大残留基準値 (MRL)²を導入した。

表2: 薬理的有効成分の MRL とその適用

薬理的有効物質	動物種	MRL	標的組織	追加規定	薬効分類
フルララネル (Fluralaner)	家禽	65 µg/kg	筋肉	なし	抗寄生虫薬
		650 µg/kg	皮膚・脂肪		
		650 µg/kg	肝臓		
		420 µg/kg	腎臓		
		1300 µg/kg	卵		

参照 : EU 官報 [L32/17](#)

(4) 食料品における農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来の食料品で許容される特定農薬の最大残留基準値 (MRL) の見直しを行った。

対象の農薬は以下の通り :

- アミノピラリド (aminopyralid)、アゾキシストロビン (azoxystrobin)、シアントラニプロール (cyantraniliprole)、シフルフェナミド (cyflufenamid)、シプロコナゾール (cyproconazole)、ジエトフェンカルブ (diethofencarb)、ジチオカルバメート

¹ 食品・飼料緊急警告システム (RASFF) は、EU 域内で市販される危険な食料品に関する情報を加盟国が迅速に通知・交換するために欧州委員会が設置したポータルサイト。

² 最大残留基準値 (MRL) は、薬理的有効成分の残留物が動物由来食品で許容される最大濃度を意味する。

(dithiocarbamates)、フルアジホップ P (fluazifop-P)、フルオピラム (fluopyram)、ハロキシホップ (haloxyfop)、イソフェタミド (isofetamid)、メタラキシル (metalaxyl)、プロヘキサジオン (prohexadione)、プロパキザホップ (propaquizafop)、ピリメタニル (pyrimethanil)、トリコデルマ・アトロビリデ SC1 (Trichoderma atroviride strain SC1)、ゾキサミド (zoxamide)

参照：EU 官報 [L 30/45](#)

- ビフェントリン (bifenthrin)、カルベタミド (carbetamide)、シニドンエチル (cinidon-ethyl)、フェンプロピモルフ (fenpropimorph)、トリフルスルフロン (triflurosulfuron)

参照：EU 官報 [L 30/1](#)

(5) 食品添加物

ステビオール配糖体 (E 960)

欧州委員会は、硬い菓子類（飴や棒付きキャンディー）、軟らかい菓子類（チューイングキャンディーやフルーツガム、発泡砂糖製品／マシュマロ）、甘草、ヌガー及びマジパン（最高値 350mg/kg）、のど清涼剤（最高値 670mg/kg）、極小清涼菓子（最高値 2,000mg/kg）を含めた特定の菓子製品で、甘味料としてのステビオール配糖体（E 960）の使用を認可した。

ステビオール配糖体は、ノンカロリーの甘味成分で、特定の菓子製品においてカロリーのある糖質の代わりに使用できるため、エネルギー量を低減した製品を消費者に提供することができる。

塩基性メタクリル酸共重合体 (E1205)

欧州委員会は、製造プロセスの近代化を考慮し、食品添加物としての塩基性メタクリル酸共重合体（E1205）に関する仕様を改訂した。

参照：EU 官報 [L 50/15](#)

2. エコラベル

(1) 木材・コルク・竹を用いた床材に関する EU エコラベルの認定基準

欧州委員会は、「木材・コルク・竹を用いた床材」に関する EU エコラベルの新たな認定基準を採択した。

この製品群は、完成品重量の80%以上が、木材、木材主体、コルク、コルク主体、竹、竹主体の材料又は繊維から作られ、構成する層のいずれにも合成繊維を含まない木製の床材、コルクの床仕上げ材、竹製の床材を含む屋内の床仕上げ材からなる。

この製品群に関するエコラベルの認定基準には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 有害物質・混合物の一般要件
- 特定物質要件
- 生産プロセスにおけるエネルギー消費
- 床仕上げ材からの発揮性有機化合物（VOC）及びホルムアルデヒドの放散量

EU エコラベルは、原料の採取から生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通じて、環境への影響が少ない製品とサービスに認められる任意のラベルである。

参照：EU 官報 [L 28/44](#)

3. 自動車／運輸部門

(1) e-Call システムに関する車両の型式認証

EU は、車両緊急通報システム（e-Call）に関する車両の型式認証についての詳細な技術要件と試験手順を定める規則を公表した。

e-Call は、緊急電話番号112 をダイヤルすることで自動車事故の際に作動する自動緊急通報システムである。規則 (EU) 2015/758の下で、カテゴリ M1 と N1 に属する全ての新型車両には、2018 年3月31日時点で e-Call システムの搭載が義務付けられる。

参照: EU 官報 [L 12/44](#)

(2) 自動車及び自動車部品に関する UN/ECE の統一規定

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、以下の項目に関する自動車及び自動車部品の型式認証に関する統一的な規則を採用した。

欧州委員会も、自動車部門における国際標準の策定及び EU 規格の国際標準化に向けて、UN/ECE の活動に参画している。

表 3: UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	該当項目	参照
規則 N. 10	電磁両立性 (electromagnetic compatibility) について、カテゴリー L、M、N、O に属する車両の型式認証に適用される。	EU 官報 L 41/1
規則 N. 138	可聴性の低減 (reduced audibility) について、カテゴリー M と N に属する電気自動車に適用される。	EU 官報 L 9/33

(3) 二輪・三輪車及び四輪車 (quadricycles) の型式承認とマーケットサーベイランス

欧州委員会は、二輪車、三輪車及び四輪車 (quadricycles) の型式認証及び市場監視についての管理要件を定める2016年規則の正誤表を公表した。



参照 : EU 官報 L 23/122


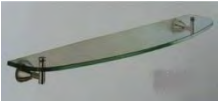

4. 合同関税品目分類表 (CN)

欧州委員会は、EU 合同関税品目分類表 (CN) で特定商品の分類を定める新たな規則を採択した。CN は、EU に輸入される商品の分類に使用され、EU の税関に申告する際に輸入商品は CN コードを表示しなければならない。

以下の表は、新たな規則に関係する商品の概要を示すものである。写真は一例にすぎず、関係する製品を代表するものではない。

表4: EU 合同関税品目分類表の新 CN コード

商品種類	CN コード・簡単な説明	参照
“Tatami puzzle mat” (畳パズルマット) 	CN コード : 3918 90 00 身体の保護を目的に様々なスポーツ活動 (ヨガや体操、武術) 中に生じる衝撃をマットのセル状構造によって吸収するように設計された製品。また、騒音、熱、湿気に対する絶縁体としても設計されている。	EU 官報 L 29/16
ゲームコントローラーの 親指グリップ 	CN コード : 3926 90 97 通常、ゲームコントローラーのジョイスティックにキャップとして被せて使用される。その目的は、激しい使用により生じる汗や摩損からゲームコントローラーを保護し、滑り止めの表面によって指がコントローラーから滑り落ちるのを防ぐことである。	EU 官報 L 29/13
ドローン	CN コード : 8802 11 00	EU 官報 L 42/5

無線機器	CNコード：8527 19 00 ラジオ放送受信用のデジタルオーディオ放送（DAB）及び周波数変調（FM）技術を用いた電気機器	EU 官報 L 32/15
メモ帳 	CNコード：4820 10 30	EU 官報 L 33/16
ガラス製の棚 	CNコード：9403 89 00	EU 官報 L 29/10
特定種類の玩具 	CNコード：9503 00 70	EU 官報 L 35/3

5. その他の標準化

(1) 船用機器

欧州委員会は、救命ブイや救命胴衣、救命ボート、イマーシヨンスーツ、発煙筒などの船用機器の設計、構造、性能要件及び試験基準を定める新たな規制を採択した。

参照：EU 官報 [L 48/1](#)

(2) CEN/CENELEC の2017 年作業計画

欧州標準化団体の CEN/CENELEC（欧州標準化委員会と欧州電気標準化委員会）は、2017年に策定予定の様々な規格について詳述した2017 年作業計画を発表した。

標準化は、産業界が自主的に取り組んでいる活動だが、特定の政策目標を支援する非常に有用なツールともなり得る。そのため、欧州委員会は EU の政策目標に沿った特定の規格を策定するよう CEN/CENELEC に求める、通称「標準化マンデート（委任）」を提示する。その後、CEN/CENELEC はその委任を受け入れ、依頼された規格を策定するか否かを自由に決定することができる。

2017年作業計画は、大気・宇宙、建設、電子工学、食品・飼料、暖房／冷房／換気、家電、機械、スマート技術（持続可能なスマートシティとコミュニティ、スマートグリッド、スマートメーター、モノのインターネット（IoT）、スマート家電、スマートハウス、高度道路交通システム（ITS）など）、輸送・車両を含めた幅広い標準化分野を包括している。但し、これらに限定されない。

2017年にCEN/CENELECは、南アジア地域標準化機構（SARSO）、中国の国家標準化管理委員会（SAC）、ユーラシア経済委員会（EEC）との覚書（MoU）等のアジアの標準化団体との協力強化も計画している。

参照：CEN/CENELECの[2017年作業計画](#)

5. その他

(1) 欧州委員会が新たなデータ経済戦略を発表

欧州委員会は、EUのデータ経済促進を目指す今後の取り組みをまとめたコミュニケーション（『欧州データ経済の構築』）を発表した。

主要な目標は、EU域内での国家間のデータの自由な移動を可能にし、企業による最適な方法でのデータアクセスと利用を可能する一方で、データ保護を確実に行う法的枠組みを設定することである。この目標のために、欧州委員会は、データの自由な流れを妨げる不当な国境規制を取り除き、データのアクセスと転送、データに基づく製品・サービスにおける責任（例えば、自動運転車が事故を起こした場合に誰が責任を問われるか）、データ・ポータビリティと相互運用性、データ基準に関するその他の法的課題に取り組むための諸案を検討している。

同コミュニケーションに法的拘束力はないが、今後の具体的な立法案につながる準備作業とみて良い。特定の産業セクターに向けた内容ではないが、欧州委員会は将来的にセクターごとのルールを作成する可能性もある。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)、[ファクトシート](#)、[コミュニケーション](#)（2016年1月10日）

(2) EUと日本が循環経済に関する意見交換

2017年1月26日、在ブリュッセルの日本政府EU代表部ならびに在欧日系企業代表者が、日EU間の循環経済の分野における協力機会を探るため、欧州委員会の環境担当 Carmenu Vella 委員と会合を持った。

循環経済とは、資源の更なる有効利用とリサイクルの向上によって廃棄物の発生を防ぐ経済構造を指す。Vella 委員は、2015年12月に発表された循環経済アクションプランに焦点を当て、同分野における欧州委員会の活動についての最新情報を提供した。循環経済アクションプランは、製品の全ライフサイクル（原材料の抽出から使用済み製品の最終処分まで）にわたって資源効率を高めるために考案された施策パッケージである。

続いて、同委員は「2011年科学技術協力協定」（日・EU 間の R&I 協力に関する枠組み協定）、欧州戦略投資基金（EFSI）、循環経済財政支援プラットフォーム（公的資金の利用最適化と循環経済における更なる民間投資の活用を目指す）を含めた様々なスキーム下の循環経済分野における日本と EU 間の協力の可能性について概説した。

現在の産業界に見られる製造チェーンのグローバル化を踏まえ、会合で提起された最も重要な課題のひとつは、二次原材料（再利用物質）に関する調和のとれた国際基準を策定する必要があるという点であった。日本企業と欧州委員会は、本件を今後の協力課題のひとつとなるという見解で一致した。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)と[コミュニケーション](#)（2017年1月26日）